破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２３７１号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目６―14
破産者　株式会社フーヅリンクス
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４７号
東京都武蔵野市境南町２丁目28―24―302
破産者　青山祐一朗
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４５号
東京都新宿区市谷本村町３番22号
破産者　ｅ―Ｚｅｕｓ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５２２号
東京都東大和市中央２丁目830番地１
破産者　アイワトロニクス株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８１４号
東京都渋谷区東２丁目12番18号
破産者　有限会社イー
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４１号
東京都板橋区高島平９丁目34番８号
破産者　株式会社アイエムアート
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４２号
東京都板橋区仲町34―３―310、開始決定時の住所東京都板橋区西台４丁目３―５―615
破産者　茂木　　巌
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４３号
東京都板橋区徳丸３丁目30―10―405、開始決定時の住所東京都板橋区西台４丁目３―５―615
破産者　茂木喜久子
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８５１号
秋田県能代市二ツ井町字下稗柄52番地２
破産者　株式会社ユニ
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９６６号
神奈川県横浜市港北区新羽町287
破産者　株式会社関東再生家具集配センター
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０４９号
千葉県船橋市習志野４丁目16番11号
破産者　日千株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１０４号
東京都台東区柳橋１丁目６―１、開始決定時の住所東京都文京区向丘２丁目34―５―603
破産者　稲毛　　豊
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８５号
東京都港区西新橋３丁目８番２号　新橋ウェストビル５Ｆ
破産者　有限会社テルシステム
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８７号
東京都北区王子２丁目15―10―1001
破産者　猪俣　英明
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０５６号
宮城県仙台市青葉区柏木２丁目４―16―502
破産者　竹俣　洋介
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２９号
東京都目黒区大橋２丁目19―１　白寿荘
破産者　稲葉　勝巳
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７９号
東京都練馬区中村北２丁目18番14号
破産者　株式会社ライナーウエア
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８０号
東京都新宿区高田馬場４丁目36―15―210
破産者　黒田　　隆
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３号
東京都足立区興野２丁目25―12―102
破産者　荒川　雄三
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０５号
東京都豊島区南池袋２丁目９番17―1101号
破産者　株式会社大宣
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０６号
埼玉県ふじみ野市清見３丁目２―７―103
破産者　大橋　洋子
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０２号
東京都町田市原町田４丁目４番15号
破産者　有限会社亀屋水産
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部